

上水道事業関係資料（建設水道専門部会関係）

# 1. 3市村における水道事業の現況について

## (1) 事業概要は？

**= 石狩市 =**

給水人口 55,518人  
 浄水場数 8ヶ所  
 職員数 28人  
 水源 地下水 + 札幌受水  
 事業区分 水道事業

**= 厚田村 =**

給水人口 2,330人  
 浄水場数 1ヶ所  
 職員数 3人  
 水源 河川水  
 事業区分 簡易水道事業

**= 浜益村 =**

給水人口 2,200人  
 浄水場数 3ヶ所  
 職員数 2人  
 水源 河川水  
 事業区分 簡易水道事業

【参考】水道事業・・・給水人口が5,001人以上の水道をいう。(石狩市)  
 簡易水道事業・・・給水人口が5,000人以下の水道をいう。(厚田・浜益村)



上記の事業は、水道法の規定に基づき規模の違いで区分されている。

## (2) 水道料金の違いは？(各自治体により算定方法が異なる)

**= 石狩市 =**

- ・料金算定方法 口径別
- ・一般家庭の基本料金は、7m<sup>3</sup>まで 1,365円
- ・超過料金は、(基本水量を超えると) 1m<sup>3</sup>当たり 178円以上

**= 厚田村 =**

- ・料金算定方法 口径別
- ・一般家庭の基本料金は、5m<sup>3</sup>まで 1,200円
- ・超過料金は、(基本水量を超えると) 1m<sup>3</sup>当たり 260円

**= 浜益村 =**

- ・料金算定方法 用途別
- ・一般家庭の基本料金は、8m<sup>3</sup>まで 1,820円
- ・超過料金は、(基本水量を超えると) 1m<sup>3</sup>当たり 225円

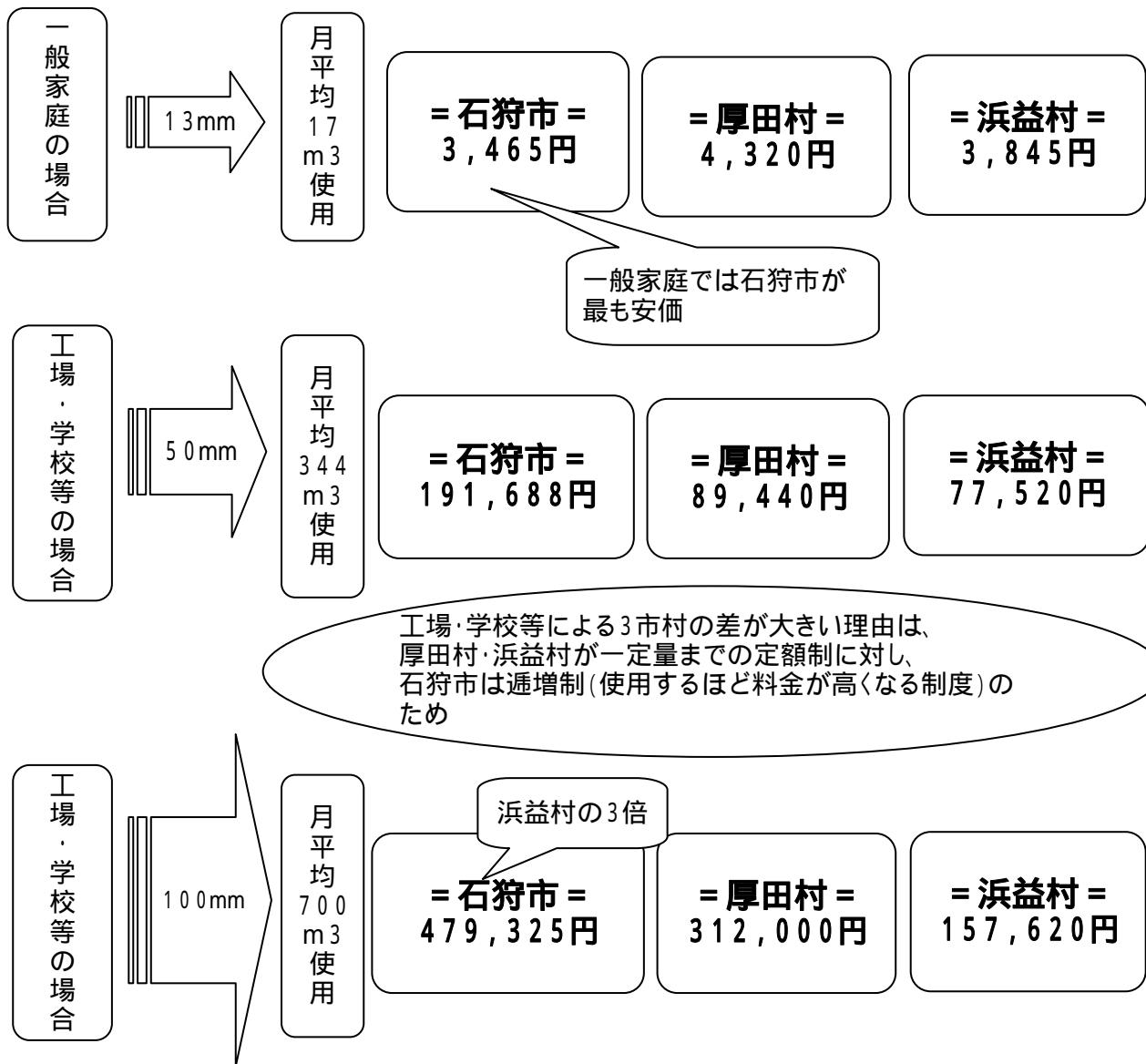
【参考】口径別・・・水道メータの口径により水道料金を算定します。  
 (石狩市・厚田村)

例)	13mm	一般家庭	
	20mm		
	25mm		
	30mm		
	40mm		
	50mm		
	75mm		
	100mm		
			事務所・工場・学校・ゴルフ場などの大きな施設

用途別・・・使用する用途により水道料金を算定します。  
 (浜益村)

例)	一般家庭用	一般家庭
	営業用	飲食店・スタンドなど
	団体用	学校・漁業協同組合など

### ( 3 ) 平均使用水量での水道料金比較は？ ( モデルケースでの比較 )



### ( 4 ) 経営状況は？ ( 各自治体により会計方法は異なるが独立採算が原則 )

<p><b>= 石狩市 =</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計方法 企業会計</li> <li>・経営状況</li> </ul> <p>現在、収支の均衡は概ね保たれている。(昭和60年度以降料金改定を行わず経営)</p>	<p><b>= 厚田村 =</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計方法 特別会計</li> <li>・経営状況</li> </ul> <p>現在、水道料金や一般会計繰入金により収支の均衡は保たれている。</p>	<p><b>= 浜益村 =</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計方法 特別会計</li> <li>・経営状況</li> </ul> <p>現在、水道料金や一般会計繰入金により収支の均衡は保たれている。</p>
---	--	--

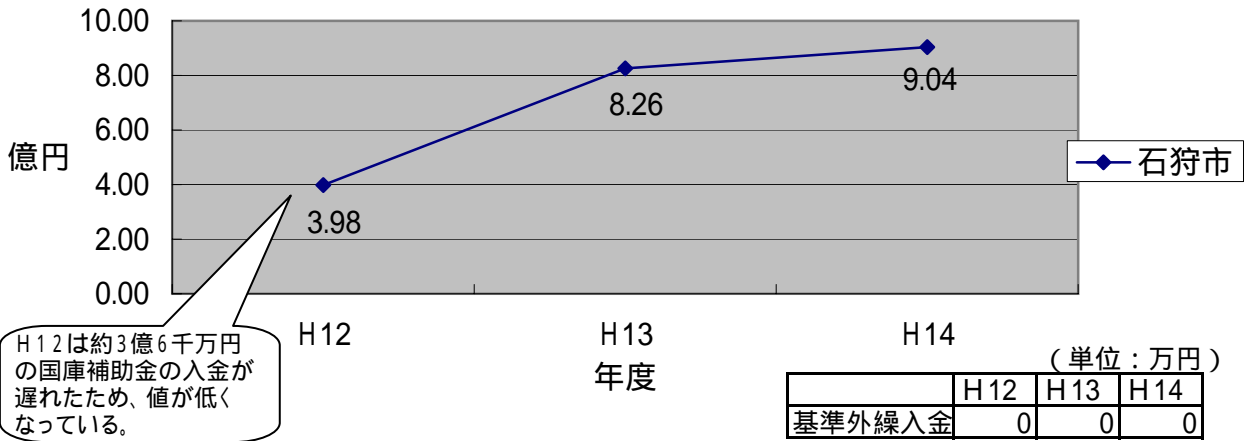
【参考】企業会計・・・一般企業の経理に予算額を加えたものであり、特徴として減価償却費などの経費があり、損益計算書・貸借対照表が必要になります。(石狩市)

特別会計・・・特別な事業を行うため、予算に基づき、現金の収入及び支出の経理を行う会計(厚田・浜益村)

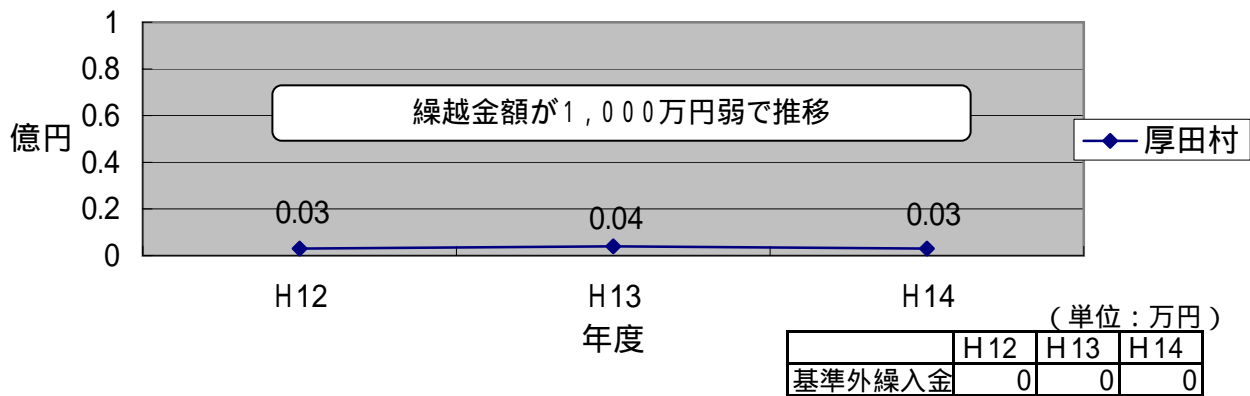
一般会計繰入金・・・国の通達に基づき、一定のルールのもとに算出される繰入金(基本は地方交付税の算定されている項目)(3市村)

経営状況は次ページのグラフを参照

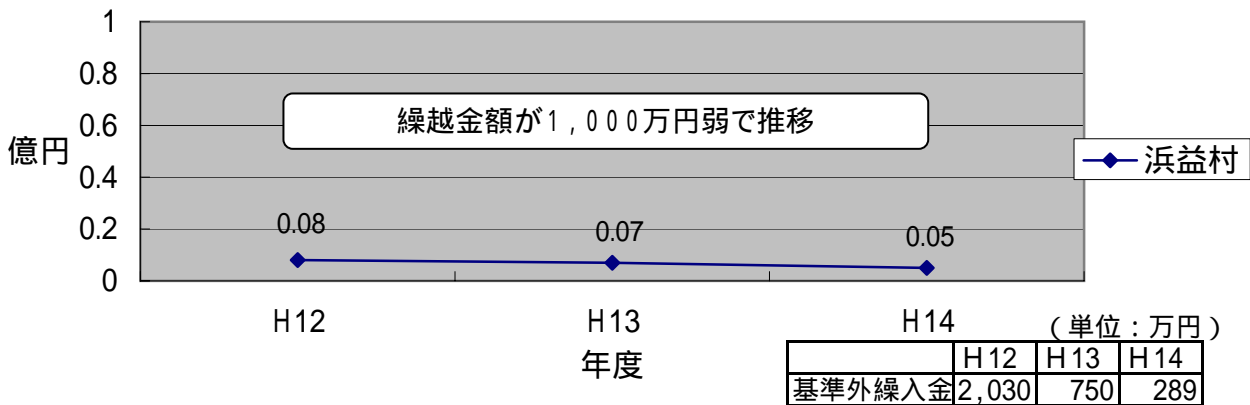
### 石狩市 年度末現金高の推移



### 厚田村 翌年度への繰越金額の推移



### 浜益村 翌年度への繰越金額の推移



- 【参考】年度末現金高・・・年度末における現金残高で、将来の建設費に充てる資金、借金の返済に充てる資金及び運転資金等の総額  
 翌年度繰越金額・・・年度末における収入支出の差引額で、翌年度への繰越額  
 基準外繰入金・・・財源不足を補うための一般会計繰入金（ルール外）

## 2. 合併する場合の課題について

### (1) 会計・事業の統一

会計・事業とも複数存在するため、その統一が必要。



現在、3市村における給水事業については、石狩市は水道事業、厚田村・浜益村は簡易水道事業であり、それぞれ事業に応じた会計処理を行っているが、経営の効率化、給水サービスの向上を図るため、統一に向けた検討が必要となる。

### (2) 水道料金の統一

工場・学校等の大口径を使用している需要者の水道料金負担が大きい。

厚田村・浜益村の需要者数 民間企業数35  
(平成14年度末現在) 公的機関数43



仮に石狩市の現行料金体制に統一すると、厚田村・浜益村の一般家庭の水道料金は、若干安くなる傾向にあるが、工場・学校等の大口径を使用している需要者の水道料金は、合併前と比較して2～3倍まで跳ね上がり負担が大きく、これらを解消することが課題となる。

## 3. 合併する場合の水道事業の考え方について

### (1) 会計・事業の統一

国は早急に事業の統合を求めている。

会計処理や事業区分は一定期間を経て石狩市に統一する。



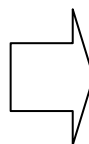
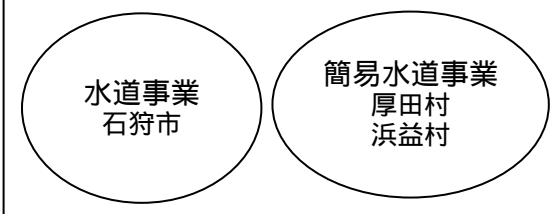
・経営の効率化、給水サービスの向上を図るため、合併時に厚田村・浜益村の簡易水道事業会計を統合し、その後概ね5年間で石狩市の水道事業会計と統一する。(統一には、厚生労働省の認可変更が必要)

・なお、統一までの概ね5年間は、簡易水道事業において国庫補助金や過疎債の適用を受けることができるため、浜益村の老朽化した施設の改修(配水管の布設替、浄水場の改修)を行い地域格差を是正することができる。

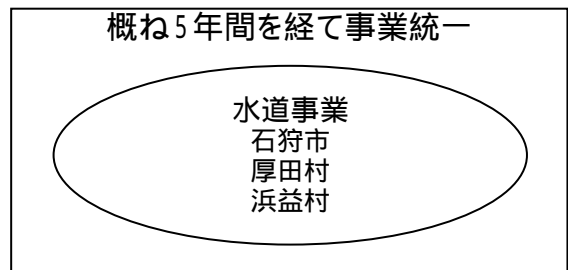
厚田村の施設改修は平成14年度で終了している。

【参考】厚生労働省の認可変更・・・給水人口5万人以上の事業者は国の認可変更が必要  
過疎債・・・過疎地域に指定されている厚田村・浜益村に適用される交付税措置のある地方債(返済額の70%が交付税措置される。)

合併時から概ね5年間は2事業が混在



概ね5年間を経て事業統一



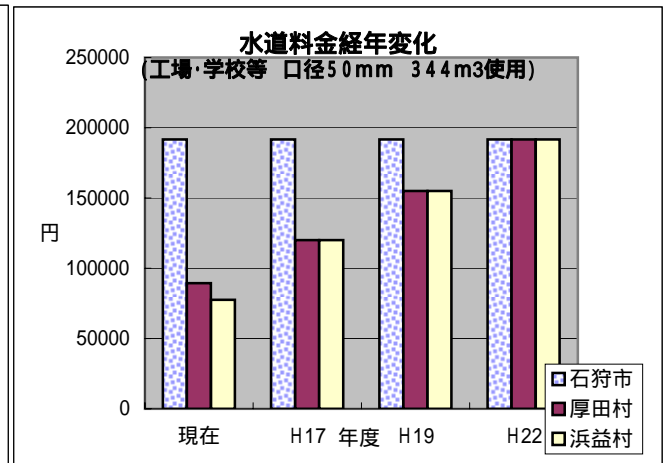
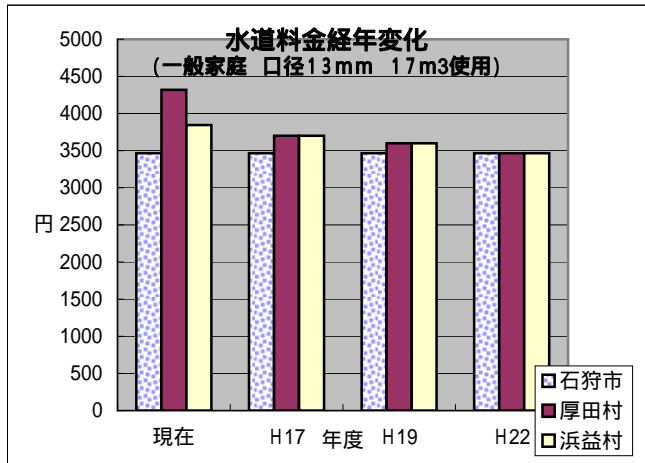
## (2) 水道料金の統一

水道料金も一定期間を経て石狩市に統一する。



・3市村の料金体系がそれぞれ違うことから、一般家庭における水道料金負担の影響を最小限に抑えること、また大口径使用者の負担軽減を考慮し、合併後、概ね5年間の激変緩和措置を経て石狩市の現行料金体系に統一する。  
 ・厚田村・浜益村の料金は3回程度の段階的な料金改定を行う予定。

水道法では、事業統一後の格差料金の設定は禁じられている。



## 4. 合併後の姿について

施設面



### イメージ的には

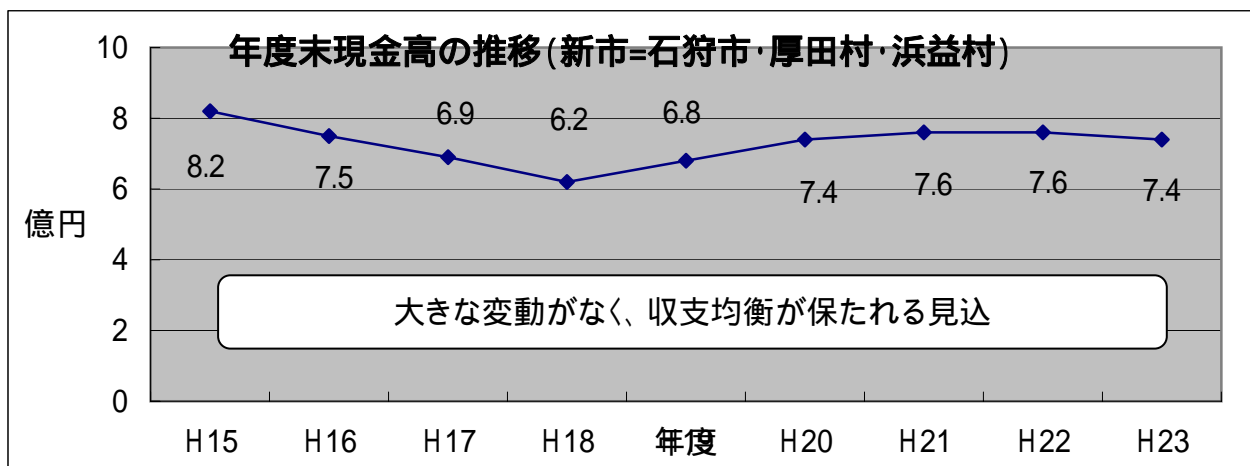
3市村の区域は、トンネル・河川により分断化されており、これら地理的要因から施設の統合は難しく、水の融通性が低いため、現行と同様、石狩・厚田・浜益各地域の水道事業を新市で管理運営するイメージとなる。

経営面



### イメージ的には

現在、3市村においては、収支均衡が概ね保たれている状況にある。また、新市になっても、収支バランスに大きな変動はなく、収支の均衡は保たれる見通しとなっている。



追加資料(水道料金経年变化)

